発達障害が疑われる (グレーゾーン) の子どもへの 支援の拡充について

関東部会提出 説明担当本庄市

2017年の文部科学省のデータによると、全国の公立小中学校で、発達障害により「通級指導」を受けている児童・生徒が9万人を超えていることが初めてわかった。この20年あまりの間で7倍以上増えたことになり、近年急速に拡大している状況である。

発達障害は幼児期に既に顕在化し、対応が早ければ早いほど、一般社会への 適応も期待できるという。しかし、幼児期に保育園や幼稚園で「少し気になる (グレーゾーン)」と園側が気づいても、保護者が気づかない場合、あるいは受 け入れない場合は、医学的な診断を満たすことが出来ないため、その子どもは 「発達障害児」とはならず、集団への適合が出来ない状況であるにもかかわら ず、行政上は普通園児としての扱いとなる。

しかし、園側は、本人の成長や周囲の子どもへの影響を考慮したときに、その子ども(グレーゾーンの子ども)への対応に人材を割かなければならない。この時にかかる費用の多く、もしくはほとんどが園の負担となるため、「発達障害が疑われる子ども」であったとしても十分に人的ケアが出来ていないのが実情である。年齢が上がれば上がるほど、その対応が難しくなる発達障害に対して、年齢が低いうちの対応が望まれることから、下記のとおり支援の拡充を求めるものである。

記

- 1 発達障害が疑われる子どもへの支援の拡充について
 - ① 低年齢時での療育の質的、時間的な充実を求める。
 - ② 園に対して、発達障害のある子どもがクラスに一定数いるという事を前提とした人的、予算的支援の拡大。
 - ③ 保護者への啓発及び支援と相談体制の充実。